

証券コード 8138
2025年6月5日
(電子提供措置の開始日) 2025年6月4日

株 主 各 位

大阪市中央区北久宝寺町一丁目9番8号

 **三京化成株式会社**
代表取締役社長 小川和夫

第99期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第99期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第99期定時株主総会招集ご通知」及び「第99期定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として掲載しております。

当社ウェブサイト

https://www.sankyokasei-corp.co.jp/ir/shareholders_meeting.html



電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月25日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年6月26日(木曜日) 午前10時

2. 場 所 大阪市中央区本町橋2-31

シティプラザ大阪 4階「眺会場」

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第99期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人
及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第99期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)
計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付
株式報酬制度を導入する件

第4号議案 退任取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する退職慰
労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

4. 招集にあたっての決定事項

議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示を
されたものとして取り扱わせていただきます。

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいま  
すようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載  
させていただきます。

◎決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイト  
(<https://www.sankyokasei-corp.co.jp/>)に掲載させていただきますので承ください。

# 議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の方法により行使いただくことができます。

## 郵送で議決権を行使される場合

---



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2025年6月25日 午後5時30分到着分まで

## 株主総会にご出席される場合

---



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2025年6月26日 午前10時

## インターネットにより議決権を行使される場合

---



パソコン又はスマートフォン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、下記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。議決権行使ウェブサイト及び議決権行使方法の詳細につきましては、次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

行使期限 2025年6月25日 午後5時30分まで

# インターネットによる議決権行使のご案内

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト  
<https://www.tosyodai54.net>



**1** 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

**2** 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

**3** 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

**4** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## スマートフォンにてQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

**1** スマートフォンにて議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

**2** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

書面（郵送）とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱いたします。インターネットによって複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱いたします。

### インターネットによる議決権行使についての注意事項

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、通信料金及びプロバイダへの接続料金等は株主さまのご負担となりますので、ご了承ください。

※パソコン又はスマートフォン等による議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。また、携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行株式会社  
 **0120-88-0768**

受付時間：午前9時～午後9時

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされ相当であるとの意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                 | 現在の当社における地位及び担当  | 属性 | 取締役会出席状況(第99期) |
|-------|--------------------|------------------|----|----------------|
| 1     | お 小 川 かず 和 夫       | 代表取締役社長<br>営業本部長 | 再任 | 15回/16回        |
| 2     | よし だ 吉 田 みつる 充     | 取締役大阪支社長兼S B事業部長 | 再任 | 16回/16回        |
| 3     | こ ばやし たつ じ 小 林 達 司 | 取締役東京支社長         | 再任 | 16回/16回        |
| 4     | お 小 川 かず ひろ 和 浩    | 取締役経営企画部長        | 再任 | 16回/16回        |
| 5     | あお と あつし 青 戸 淳     | 取締役管理部長          | 再任 | 13回/13回        |
| 6     | き だ あき お 喜 田 章 生   | —                | 新任 | —              |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                       | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | お <sup>がわ</sup> <sup>かず</sup> <sup>お</sup><br>小 川 和 夫<br>(1954年1月2日生)<br><br>再任                                                                                                                                    | 1981年4月 当社入社<br>1986年3月 取締役<br>1988年6月 常務取締役<br>1991年6月 取締役副社長<br>1992年6月 代表取締役社長(現任)<br>1995年5月 営業本部長(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>大同工業株式会社 代表取締役社長<br>SANKYO KASEI SINGAPORE PTE. LTD. 取締役社長<br>SANKYO KASEI (THAILAND) CO., LTD. 取締役社長<br>SANKYO KASEI VIETNAM CO., LTD. 会長 | 31,732株        |
|       | (候補者とした理由)<br>中国および東南アジア(シンガポール・タイ・ベトナム)に営業4拠点を設立し、営業基盤の拡大・整備を図る一方、新規事業(製造事業を含む)開発にも取り組み、事業領域の拡大を推進するなど、経営者としての豊富な経験と実績を有しております。経営の重要事項の決定、取締役の業務執行の監督を公正・的確に遂行しており、引き続き取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待できるため、取締役候補者いたしました。 |                                                                                                                                                                                                                                                                        |                |
| 2     | よし <sup>だ</sup> <sup>みつる</sup><br>吉 田 充<br>(1961年1月6日生)<br><br>再任                                                                                                                                                  | 1983年4月 当社入社<br>2010年10月 東京支社営業次長兼営業第二課長<br>2013年1月 大阪支社営業次長<br>2015年1月 東京支社営業次長<br>2017年10月 東京支社長<br>2018年6月 取締役東京支社長兼SB事業部長<br>2023年11月 取締役大阪支社長兼SB事業部長(現任)                                                                                                          | 1,000株         |
|       | (候補者とした理由)<br>豊富な営業業務経験から当社事業の各分野に精通しており、現在、大阪支社及びSB事業部における営業業務の責任者として職務を遂行しております。これまでの実績から、引き続き経営の重要な意思決定及び業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者いたしました。                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                        |                |
| 3     | こ <sup>ばやし</sup> <sup>たつ</sup> <sup>し</sup><br>小 林 達 司<br>(1970年9月21日生)<br><br>再任                                                                                                                                  | 1994年4月 当社入社<br>2014年4月 山陽営業所所長<br>2019年4月 名古屋支店支店長<br>2020年6月 取締役大阪支社長<br>2023年11月 取締役東京支社長(現任)                                                                                                                                                                       | 1,800株         |
|       | (候補者とした理由)<br>豊富な営業業務経験から当社事業の各分野に精通しており、現在、東京支社における営業業務の責任者として職務を遂行しております。これまでの実績から、引き続き経営の重要な意思決定及び業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者いたしました。                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                        |                |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                      | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                      | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4     | お <small>がわ</small> 小 <small>かず</small> 川 <small>ひろ</small> 和 浩<br>(1991年10月20日生)<br>再任                                                                                                           | 2016年4月 株式会社経営共創基盤入社<br>2019年10月 同社マネージャー<br>2022年6月 当社取締役<br>2023年7月 取締役経営企画部長(現任)                                                                                                                                         | 26,021株        |
|       | (候補者とした理由)<br>これまでのコンサルタント業務を通じて得た新規事業開発および経営支援等における多種多様な経験を生かし、経営企画部長としての職務を遂行するとともに、取締役会に新たな視点を提供し、議論を充実させる等の活発な取り組みを重ねております。これまでの実績から、引き続き経営の重要な意思決定及び業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者といたしました。 |                                                                                                                                                                                                                             |                |
| 5     | あ <small>お</small> 青 <small>と</small> 戸 <small>あつし</small> 淳<br>(1962年6月13日生)<br>再任                                                                                                               | 1986年4月 阪神電気鉄道株式会社入社<br>1990年8月 グンゼ株式会社入社<br>2009年3月 同社繊維資材事業部管理課長<br>2018年5月 同社エンブラ事業部管理課長<br>2021年6月 同社繊維資材事業部管理課長<br>兼PT.GUNZE INDONESIA代表取締役<br>2022年11月 PT.GUNZE INDONESIA代表取締役<br>2024年5月 当社入社<br>2024年6月 取締役管理部長(現任) | 0株             |
|       | (候補者とした理由)<br>これまでの業務を通じて、経理、財務、法務、人事等の管理業務全般に精通しているとともに、豊富な国際経験も生かし、管理部長の職務を遂行しております。これまでの実績から、引き続き経営の重要な意思決定及び業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者といたしました。                                          |                                                                                                                                                                                                                             |                |
| 6     | き 喜 <small>だ</small> 田 <small>あき</small> 章 <small>お</small> 生<br>(1960年11月22日生)<br>新任                                                                                                             | 1984年4月 当社入社<br>2003年10月 建装材事業部営業課長<br>2012年4月 管理部次長<br>2016年4月 建装材事業部長<br>2017年10月 キョーワ株式会社代表取締役                                                                                                                           | 2,551株         |
|       | (候補者とした理由)<br>豊富な営業業務の経験を有しており、特に建装材事業分野に精通しています。加えて、管理部門及びグループ会社の代表取締役を歴任しており、経営全般に関する深い知見も備えています。これまでの実績を踏まえ、経営上の重要な意思決定や業務執行の監督等の役割を十分に果たすことが期待できるため、取締役候補者といたしました。                            |                                                                                                                                                                                                                             |                |

(注)1.各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

- 2.当社は、小川和夫氏、吉田充氏、小林達司氏、小川浩氏及び青戸淳氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。各氏が原案どおり再任された場合、当該契約を継続する予定であります。また、喜田章生氏が原案どおり選任された場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に係る請求による損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役4名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                   | 現在の当社における地位及び担当 | 属性       | 取締役会出席状況(第99期) |
|-------|----------------------|-----------------|----------|----------------|
| 1     | お ぎき ひろ み<br>尾 崎 寛 三 | 取締役(常勤監査等委員)    | 再任       | 16回/16回        |
| 2     | なか だ えり<br>中 田 英 里   | 取締役(監査等委員)      | 再任 社外 独立 | 16回/16回        |
| 3     | やま もと ひろし<br>山 本 寛   | 取締役(監査等委員)      | 再任 社外 独立 | 16回/16回        |
| 4     | ふく つか か え<br>福 塚 圭 恵 | 取締役(監査等委員)      | 再任 社外 独立 | 16回/16回        |

| 候補者番号                                                                                                                                                              | 氏名<br>(生年月日)                                    | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                               | 所有する当社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1                                                                                                                                                                  | お ぎき ひろ み<br>尾 崎 寛 三<br>(1958年1月30日生)<br><br>再任 | 1980年4月 当社入社<br>2001年3月 九州営業所長<br>2006年10月 大阪支社次長<br>2010年4月 大阪支社長<br>2017年10月 管理部部长付<br>2018年6月 常勤監査役<br>2019年6月 取締役常勤監査等委員(現任) | 2,300株     |
| (候補者とした理由)<br>常勤監査役及び監査等委員である取締役としての実績に加え、当社事業の幅広い分野に精通しているとともに、長年にわたる基幹営業部門の責任者としての経験を有し、管理業務にも通じていることから、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行し、取締役会の監督機能の強化が期待できるため、候補者いたしました。 |                                                 |                                                                                                                                  |            |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                 | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                  | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2     | なか だ へり<br>中 田 英 里<br>(1973年1月20日生)<br><input type="checkbox"/> 再任 <input checked="" type="checkbox"/> 社外 <input checked="" type="checkbox"/> 独立                                                                                                             | 1995年4月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所<br>1998年4月 公認会計士登録（現任）<br>2016年3月 中田英里公認会計士事務所開設<br>2018年6月 当社社外取締役<br>2019年6月 当社社外取締役監査等委員（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>中田英里公認会計士事務所 代表<br>サカタインクス株式会社 社外監査役 | 0株             |
|       | （候補者とした理由及び期待される役割の概要）<br>公認会計士としての高度な専門知識と豊富な経験を有しており、これまで当社の社外取締役として、独立した立場から経営に対して有益な助言や提言をいただいております。引き続き監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行し、取締役会の監督機能の強化が期待できるため候補者いたしました。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役の職務を遂行できると判断いたしました。                            |                                                                                                                                                                                         |                |
| 3     | やま もと ひろし<br>山 本 寛<br>(1978年9月23日生)<br><input type="checkbox"/> 再任 <input checked="" type="checkbox"/> 社外 <input checked="" type="checkbox"/> 独立                                                                                                             | 2003年8月 大阪司法書士会登録（現任）<br>2007年12月 弁護士登録（現任）<br>2013年7月 上海華誠律師事務所入所<br>2014年4月 上海華誠律師事務所退所<br>2014年6月 ウィル合同法律事務所開設<br>2023年6月 当社社外取締役監査等委員（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>ウィル合同法律事務所 代表弁護士         | 0株             |
|       | （候補者とした理由及び期待される役割の概要）<br>弁護士としての豊富な経験と知見を有し、特に海外ビジネス分野における法務に精通しております。これまで当社の社外取締役として、独立した立場から経営に対して有益な助言や提言をいただいております。引き続き監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行し、取締役会の監督機能の強化が期待できるため候補者いたしました。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役の職務を遂行できると判断いたしました。            |                                                                                                                                                                                         |                |
| 4     | ふく つか か へい<br>福 塚 圭 恵<br>(1980年6月30日生)<br><input type="checkbox"/> 再任 <input checked="" type="checkbox"/> 社外 <input checked="" type="checkbox"/> 独立                                                                                                          | 2008年12月 弁護士登録（現任）<br>共栄法律事務所入所<br>2020年1月 共栄法律事務所パートナー（現任）<br>2023年6月 当社社外取締役監査等委員（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>共栄法律事務所 パートナー                                                                  | 0株             |
|       | （候補者とした理由及び期待される役割の概要）<br>弁護士としての豊富な経験と知見を有し、特に会社法・コーポレートガバナンスなどの企業法務の領域に精通しております。これまで当社の社外取締役として、独立した立場から経営に対して有益な助言や提言をいただいております。引き続き監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行し、取締役会の監督機能の強化が期待できるため候補者いたしました。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役の職務を遂行できると判断いたしました。 |                                                                                                                                                                                         |                |

- (注)1.各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- 2.中田英里氏、山本寛氏及び福塚圭恵氏は社外取締役候補者であります。
- 3.中田英里氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって7年、うち監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって6年であります。また、山本寛氏及び福塚圭恵氏が当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年となります。
- 4.当社は、中田英里氏、山本寛氏及び福塚圭恵氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額としており、各氏が原案どおり再任された場合、当該契約を継続する予定であります。
- 5.当社は尾崎寛三氏、中田英里氏、山本寛氏及び福塚圭恵氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。各氏が原案どおり再任された場合、当該契約を継続する予定であります。
- 6.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に係る請求による損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
- 7.当社は、中田英里氏、山本寛氏及び福塚圭恵氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、各氏が原案どおり再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

#### 【ご参考】取締役スキル・マトリックス

| 候補者<br>番号 | 氏名    | 性別 | 企業<br>経営 | 営業・マーケティング |     | 経営<br>企画 | 国際性<br>(グローバル) | 財務/<br>会計 | 法務/<br>リスク管理 | ICT |
|-----------|-------|----|----------|------------|-----|----------|----------------|-----------|--------------|-----|
|           |       |    |          | 科学         | 建装材 |          |                |           |              |     |
| 1         | 小川 和夫 | 男性 | ●        | ●          | ●   | ●        | ●              |           |              |     |
| 2         | 吉田 充  | 男性 | ●        | ●          |     |          | ●              |           |              |     |
| 3         | 小林 達司 | 男性 | ●        | ●          |     |          |                |           |              | ●   |
| 4         | 小川 和浩 | 男性 | ●        |            |     | ●        | ●              | ●         | ●            | ●   |
| 5         | 青戸 淳  | 男性 | ●        |            |     | ●        | ●              | ●         |              |     |
| 6         | 喜田 章生 | 男性 | ●        |            | ●   |          |                |           |              |     |

|   |       |    |  |   |   |  |   |   |   |  |
|---|-------|----|--|---|---|--|---|---|---|--|
| 1 | 尾崎 寛三 | 男性 |  | ● | ● |  | ● |   |   |  |
| 2 | 中田 英里 | 女性 |  |   |   |  |   | ● | ● |  |
| 3 | 山本 寛  | 男性 |  |   |   |  | ● |   | ● |  |
| 4 | 福塚 圭恵 | 女性 |  |   |   |  |   |   | ● |  |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入する件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2019年6月26日開催の第93期定時株主総会において、年額1億4,400万円以内（使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対して当社の企業価値向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入するものとし、上記の報酬枠とは別枠として、新たに譲渡制限付株式の割り当てのための報酬枠を設けることにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して支給される報酬は、①当社の普通株式、あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権とし、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本議案に基づき対象取締役に対して支給される当社の普通株式又は金銭債権の総額は、年額1,400万円以内といたします。なお、本議案に基づき対象取締役に対して支給される報酬として、①金銭債権を支給せずに当社の普通株式を支給する場合、当該普通株式は、取締役の報酬として発行又は処分されるものであり、当該普通株式と引き換えにする金銭の払い込みを要しないものといたしますが、対象取締役に対して支給する上記報酬額は、当該普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

一方、本議案に基づき対象取締役に対して支給される報酬として、②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権を支給する場合には、本議案に基づき支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当該普通株式の発行又は処分を受けるものといたします。この場合における当社の普通株式1株当たりの払込金額は、当該普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

本議案に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年4,000株以内といたします。ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、管掌取締役が算定・発議し、独立社外取締役の助言を得たうえで、取締役会において決定いたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は同じく6名となります。

本議案に基づき、対象取締役に対する当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権を支給する場合の当該金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。

#### 【本割当契約の概要】

##### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割り当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、割り当てを受けた日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職等する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」という。）、第三者への譲渡、担保権の設定、生前贈与その他一切の処分をしてはならないものといたします。

##### (2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本割当株式の割り当てを受けた日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間（以下、「本役務提供期間」という。）、継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。但し、対象取締役が本役務提供期間中に、正当な理由により退任又は退職等した場合又は死亡により退任又は退職等した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

##### (3) 無償取得事由

対象取締役が本役務提供期間中に、正当な理由によらず退任又は退職等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。その他の無償取得事由は、当社の取締役会の決議に基づき、本割当契約に定めるものといたします。

##### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。その場合、譲渡制限解除時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

##### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

【本議案に基づく報酬の支給が相当である理由】

本議案に基づく株式報酬制度は、対象取締役に対して当社の企業価値向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としており、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況その他諸般の事情を考慮して決定されておりますので、本議案に基づく報酬の支給は相当であると考えております。

また当社は、2025年5月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、取締役会は、2026年3月期に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

取締役の報酬は、金銭報酬としての月額報酬及び賞与、非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬で構成する。月額報酬は、当社の持続的な成長を図るなかで、役位や職責、同業他社水準等を考慮して決定する。賞与は、業績への貢献度、職責の発揮度を考慮して決定する。譲渡制限付株式報酬は、企業価値向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、一定の譲渡制限期間を設けたうえで、当社普通株式を交付する。譲渡制限付株式は、原則として毎年、当社と対象者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結したうえで、業績への貢献度、職責の発揮度を考慮して決定された数の当社普通株式を交付する。株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、原則として、株式交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職等する日までとする。なお、監査等委員である取締役は、独立した立場から経営の監督を行う役割を担うことから、賞与及び譲渡制限付株式報酬の支給はない。

b. 個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の月額報酬は、役位、職責、職務遂行度及び同業他社水準を考慮したうえで、原則として年1回見直し決定する。賞与及び譲渡制限付株式報酬は、毎年1回一定の時期に業績への貢献度、職責の発揮度を考慮して決定する。

c. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の月額報酬、賞与及び譲渡制限付株式報酬は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、各取締役の報酬を管掌取締役が算定・発議し、独立社外取締役の助言を得たうえで、取締役会で決議する。また、監査等委員である取締役の各報酬額は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、監査等委員の協議により決定する。

第4号議案 退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）を退任されます大林和幸氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期及び方法は、取締役会に一任いただきたく存じます。なお、退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する退職慰労金は、事業報告に記載の当社取締役会が決定した取締役の報酬等の決定方針に沿うものであり、その内容は相当であります。

退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の略歴は、次のとおりであります。

| 氏名                      | 略歴                               |
|-------------------------|----------------------------------|
| おお ばやし かず ゆき<br>大 林 和 幸 | 2012年6月 取締役<br>2020年6月 常務取締役（現任） |

また、当社は、2025年5月23日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しの一環として、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入する件」が原案どおり承認可決されることを条件として、本定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、重任予定の取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名に対し、役員退職慰労金制度の対象となる在任期間の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給をいたしたく存じます。第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入する件」が原案どおり承認可決された場合の役員報酬制度を総合的に勘案し、打ち切り支給は相当であると判断しております。

なお、支給の時期は、各取締役の退任時とし、その具体的金額及び方法等は、取締役会に一任いただきたく存じます。

本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされ相当であるとの意見を得ております。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）の略歴は、次のとおりであります。

| 氏名     | 略歴                                                                        |
|--------|---------------------------------------------------------------------------|
| 小川和夫   | 1986年 3月 取締役<br>1988年 6月 常務取締役<br>1991年 6月 取締役副社長<br>1992年 6月 代表取締役社長（現任） |
| 吉田 充   | 2018年 6月 取締役（現任）                                                          |
| 小林 達 司 | 2020年 6月 取締役（現任）                                                          |
| 小川 和 浩 | 2022年 6月 取締役（現任）                                                          |
| 青戸 淳   | 2024年 6月 取締役（現任）                                                          |

以 上

# 事業報告

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、観光産業の伸長や設備投資の拡大などの好材料はあるものの、個人消費の停滞や原材料価格の上昇によるコスト負担の増加と人員不足が下押し要因となり弱含みで推移しました。このような状況の下、当社グループにおいては、輸入品の一部が価格競争に見舞われる中で、国内外の新たな機能性商材の取引拡大に引き続き注力いたしました。

これらの結果、売上高は271億1千7百万円（前年同期比3.4%増）、営業利益は4億6千4百万円（前年同期比21.5%増）、経常利益は5億8千7百万円（前年同期比16.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は6億2千9百万円（前年同期比81.5%増）、対前年同期比で増収増益となりました。主な増益要因としては、政策保有株の売却益及び前期に海外子会社の保有株式を譲渡したこと、ならびにコストの適正化を推進したことが寄与しました。

事業セグメント別の概況は次のとおりであります。

#### [科学事業]

##### <土木・建材資材関連分野>

土木関連分野では、道路舗装材用改質剤、コンクリート二次製品用薬剤が増加し大幅な増収となりました。

建材資材関連分野では、住設機器用部材ならびに成形材料や住宅外装用樹脂等が伸長し大幅な増収となりました。

##### <情報・輸送機器関連分野>

情報関連分野では、精密部品用洗浄剤は伸長しましたが、半導体製造設備関連材料が減少し減収となりました。

輸送機器関連分野では、自動車部品関連材料の回復はありましたが、免振装置用材料他の減少により前年並みとなりました。

##### <日用品関連分野>

日用品関連分野では、トナー用原材料は増加しましたが、清掃用品材料、製靴関連材料の減少により前年並みとなりました。

フィルム関連分野では、生鮮野菜用包装フィルムが増加し、チルド食品及び冷凍食品用包装フィルムが減少したものの増収となりました。

##### <化学工業関連分野>

繊維関連分野では、工業繊維用薬剤の減少により大幅に減収となりました。

化学工業関連分野では、水処理剤用輸入化学品ならびに機能性樹脂や金属表面処理剤が増加し増収となりました。

これらの結果、科学事業セグメントの売上高は227億7千万円（前年同期比8.7%増）、営業利益は4億8千4百万円（前年同期比15.2%増）となりました。

#### 〔建装材事業〕

住宅用関連製品、オフィス用関連製品は堅調に推移しましたが、造作関連製品の出荷の低調により減収となりました。

これらの結果、建装材事業セグメントの売上高は43億4千7百万円（前年同期比17.5%減）、営業利益は2億9百万円（前年同期比15.6%増）となりました。

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は1千万円であります。

### (3) 対処すべき課題

わが国経済は、IT関連の設備投資の下支えや実質賃金の上昇による個人消費を中心とした緩やかな持ち直し基調が予想されるものの、他方で、食品や原材料の価格の高止まり、人材確保の困難さの下押し要因があること、また、アメリカの関税政策による世界経済の不確実性から横ばい傾向が続くと見込まれます。

このような状況のなか、当社グループは国内外における環境の変化に迅速に対応し、機能性商材を中心とした新規開発の加速と継続的な業務改善活動の推進により事業の拡大と収益力の強化に注力してまいります。

また、海外事業では、アジアにおける営業4拠点（上海、タイ、シンガポール、ベトナム）との連携による輸出入及び海外進出企業との取引拡大を推進します。

業務改善活動では、ISO9001・14001及び事業継続マネジメントシステム(BCMS)による体質強化活動を引き続き進化させるとともに、ICTの更なる活用等を通じて効率的な働き方を推進し、事業の持続性の向上を図ってまいります。

今後の更なる飛躍を目指し、グループ一丸となってこれらの課題に取り組み、企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

| 区分                       | 第96期<br>2022年3月期 | 第97期<br>2023年3月期 | 第98期<br>2024年3月期 | 第99期<br>2025年3月期<br>(当連結会計年度) |
|--------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売上高(百万円)                 | 24,239           | 26,738           | 26,227           | 27,117                        |
| 経常利益(百万円)                | 319              | 471              | 502              | 587                           |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益(百万円) | 62               | 303              | 346              | 629                           |
| 1株当たり当期純利益(円)            | 46.85            | 227.63           | 259.88           | 497.66                        |
| 総資産(百万円)                 | 15,672           | 16,404           | 17,865           | 16,178                        |
| 純資産(百万円)                 | 9,010            | 9,315            | 10,159           | 8,712                         |

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

#### (5) 重要な子会社の状況(2025年3月31日現在)

| 会社名                               | 所在地    | 資本金              | 当社の<br>議決権比率 | 主要な事業内容          |
|-----------------------------------|--------|------------------|--------------|------------------|
| 大同工業株式会社                          | 三重県    | 千円<br>10,000     | 100.0%       | 住宅用部材の保管・仕分梱包・出荷 |
| キョーワ株式会社                          | 島根県    | 千円<br>33,150     | 100.0%       | 各種木工製品の製造販売      |
| 産京貿易(上海)有限公司                      | 中国     | 千円<br>170,000    | 100.0%       | 商品の仕入・販売         |
| SANKYO KASEI SINGAPORE PTE. LTD.  | シンガポール | 千シンガポールドル<br>350 | 100.0%       | 商品の仕入・販売         |
| SANKYO KASEI (THAILAND) CO., LTD. | タイ     | 千タイバーツ<br>20,000 | 100.0%       | 商品の仕入・販売         |
| SANKYO KASEI VIETNAM CO., LTD.    | ベトナム   | 百万ドン<br>16,352   | 100.0%       | 商品の仕入・販売         |

#### (6) 主要な事業内容(2025年3月31日現在)

| 事業区分  | 主要な事業内容                                                |
|-------|--------------------------------------------------------|
| 科学事業  | 土木・建材資材関連、情報・輸送機器関連、日用品関連及び化学工業関連の各分野における原料・資材となる商品の販売 |
| 建装材事業 | 住宅用部材の販売及び各種木工製品の製造販売                                  |

(7) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

| 名称      | 所在地 | 名称    | 所在地 |
|---------|-----|-------|-----|
| 本社・大阪支社 | 大阪府 | 名古屋支店 | 愛知県 |
| 東京支社    | 東京都 | 九州営業所 | 福岡県 |
| 浜松支店    | 静岡県 |       |     |

(注)山陽営業所は2025年3月31日付で廃止しました。

(8) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 138名 | 3名増         |

(注)上記従業員数には、使用人兼務取締役、出向者及び臨時従業員は含んでおりません。

(9) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

| 借入先       | 借入残高      |
|-----------|-----------|
| 株式会社みずほ銀行 | 720,000千円 |

## 2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 5,185,000株  
(2) 発行済株式の総数 1,145,500株（自己株式226,417株を含む。）  
（注）2025年3月14日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は前期末と比べて414,500株減少しております。  
(3) 株主数 1,524名  
(4) 大株主（上位10名）

| 株主名                                | 持株数   | 持株比率   |
|------------------------------------|-------|--------|
| 有限会社新光企画                           | 142千株 | 15.52% |
| 株式会社みずほ銀行                          | 63    | 6.85   |
| 花王株式会社                             | 35    | 3.82   |
| 三京化成従業員持株会                         | 32    | 3.53   |
| 小川和夫                               | 31    | 3.45   |
| ナカバヤシ株式会社                          | 27    | 2.95   |
| 小川和浩                               | 26    | 2.83   |
| BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC | 25    | 2.72   |
| 株式会社トーヨーアサノ                        | 20    | 2.18   |
| 株式会社ナガワ                            | 19    | 2.07   |

（注）当社は自己株式226,417株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等（2025年3月31日現在）

| 地位               | 氏名   | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                             |
|------------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長          | 小川和夫 | 営業本部長<br>大同工業株式会社代表取締役社長<br>SANKYO KASEI SINGAPORE PTE. LTD.<br>取締役社長<br>SANKYO KASEI (THAILAND) CO., LTD.<br>取締役社長<br>SANKYO KASEI VIETNAM CO., LTD. 会長 |
| 常務取締役            | 大林和幸 | 建装材事業部長<br>産京貿易（上海）有限公司董事長                                                                                                                               |
| 取締役              | 吉田充  | 大阪支社長兼S B事業部長                                                                                                                                            |
| 取締役              | 小林達司 | 東京支社長                                                                                                                                                    |
| 取締役              | 小川和浩 | 経営企画部長                                                                                                                                                   |
| 取締役              | 青戸淳  | 管理部長                                                                                                                                                     |
| 取締役<br>(常勤監査等委員) | 尾崎寛三 |                                                                                                                                                          |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 中田英里 | 公認会計士<br>中田英里公認会計士事務所 代表<br>サカタインクス株式会社 社外監査役                                                                                                            |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 山本寛  | 弁護士<br>ウィル合同法律事務所 代表弁護士                                                                                                                                  |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 福塚圭恵 | 弁護士<br>共栄法律事務所 パートナー                                                                                                                                     |

- (注)1. 取締役（監査等委員）中田英里、山本寛、福塚圭恵の各氏は、社外取締役でありませ  
ず。
2. 青戸淳氏は、2024年6月26日開催の第98期定時株主総会において新たに選任され、  
就任いたしました。
3. 大槻一博氏は、2024年6月26日開催の第98期定時株主総会終結の時をもって退任い  
たしました。
4. 取締役（監査等委員）中田英里氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し  
ております。
5. 取締役（監査等委員）中田英里、山本寛、福塚圭恵の各氏は、東京証券取引所の定  
めにに基づき届け出ている独立役員であります。
6. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、尾崎寛三氏  
を常勤の監査等委員として選定しております。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する  
契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額  
としております。

### (3) 補償契約の内容の概要

当社は、小川和夫氏、大林和幸氏、吉田充氏、小林達司氏、小川和浩氏、青戸淳氏、尾崎寛三氏、中田英里氏、山本寛氏、福塚圭恵氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。

### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役及び子会社の取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

### (5) 取締役の報酬等

#### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、独立社外取締役の助言を得たうえで、取締役会で決議しております。当該方針の内容は以下のとおりであります。

#### a. 基本方針

取締役の報酬はすべて金銭報酬とし、月額報酬、賞与及び退職慰労金で構成する。月額報酬は、当社の持続的な成長を図るなかで、役位や職責、同業他社水準等を考慮して決定する。賞与は、業績への貢献度、職責の発揮度を考慮して決定する。退任する取締役には、当社所定の基準に従い、退職慰労金を支給する。なお、監査等委員である取締役は、独立した立場から経営の監督を行う役割を担うことから、賞与及び退職慰労金の支給はない。

#### b. 個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の月額報酬は、役位、職責、職務遂行度及び同業他社水準を考慮したうえで、原則として年1回見直し決定する。賞与は、毎年1回一定の時期に業績への貢献度、職責の発揮度を考慮して決定する。退職慰労金は、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職時に支給する。

c. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の月額報酬及び賞与は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、各取締役の報酬を管掌取締役が算定・発議し、独立社外取締役の助言を得たうえで、取締役会で決議する。退職慰労金は、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で支給することを株主総会で決議する。また、監査等委員である取締役の各報酬額は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、監査等委員の協議により決定する。

上記c. の手続きを経て取締役の個人別の報酬等が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2019年6月26日であり、決議の内容は取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額1億4,400万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役の報酬額を年額2,880万円以内とするものであります。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名、監査等委員である取締役の員数は4名であります。

③取締役の報酬等の総額等

| 役員区分                    | 報酬等の総額<br>(千円)    | 報酬等の種類別の総額(千円)    |        | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|-------------------------|-------------------|-------------------|--------|-----------------------|
|                         |                   | 基本報酬              | 退職慰労金  |                       |
| 取締役(監査等委員<br>を除く。)      | 99,399            | 81,710            | 17,689 | 7                     |
| 取締役(監査等委員)<br>(うち社外取締役) | 17,446<br>(6,075) | 17,446<br>(6,075) | —      | 4<br>(3)              |

- (注)1. 報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 基本報酬には、取締役6名に対する当事業年度に係る役員賞与17,940千円が含まれております。  
 3. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。  
 4. 取締役(監査等委員を除く。)の支給人員には、2024年6月26日開催の第98期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員を除く。)1名を含んでおります。

## (6) 社外役員に関する事項

### ①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役中田英里氏の兼職先である中田英里公認会計士事務所及びサカタインクス株式会社と当社との間には特別な関係はありません。

社外取締役山本寛氏の兼職先であるウィル合同法律事務所と当社との間には特別な関係はありません。

社外取締役福塚圭恵氏の兼職先である共栄法律事務所と当社との間には特別な関係はありません。

### ②当事業年度における主な活動状況

| 区分             | 氏名   | 主な活動状況                                                                                                                                                     |
|----------------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(監査等委員) | 中田英里 | 当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会12回全てに出席し、公認会計士としての高度な専門知識と幅広い知見を生かし、議案審議等に有用な発言を積極的に行っております。また、社外取締役として客観的かつ公平な立場から必要な発言を適宜行い、経営の監督機能を果たしております。 |
| 取締役<br>(監査等委員) | 山本 寛 | 当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会12回全てに出席し、弁護士としての高度な専門知識と幅広い知見を生かし、議案審議等に有用な発言を積極的に行っております。また、社外取締役として客観的かつ公平な立場から必要な発言を適宜行い、経営の監督機能を果たしております。   |
| 取締役<br>(監査等委員) | 福塚圭恵 | 当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会12回全てに出席し、弁護士としての高度な専門知識と幅広い知見を生かし、議案審議等に有用な発言を積極的に行っております。また、社外取締役として客観的かつ公平な立場から必要な発言を適宜行い、経営の監督機能を果たしております。   |

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 ひびき監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                         |          |
|-----------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                     | 16,300千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭<br>その他の財産上の利益の合計額 | 16,300千円 |

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、前事業年度の会計監査人監査の遂行状況、当事業年度の監査計画及び報酬見積りの相当性を確認した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持・向上していくために合理的な水準であると判断し、同意しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があるかと判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を第一として、安定的な配当の維持を基本としつつ、企業体質・財務体質の強化ならびに業容拡大に備えるため、内部留保の充実などを総合的に勘案して、配当を決定する方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針として、株主の皆様への利益還元を行ってまいりる所存であります。

また、定款に、会社法第459条第1項各号の規定に基づき、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって剰余金の配当を行う旨を定めております。

当事業年度の配当につきましては、1株当たり90円（うち中間配当金45円）としております。

内部留保資金については、企業価値向上に向けた投資資金としての確保と将来の事業展開に備えた経営基盤の強化に使用してまいりる所存であります。

~~~~~  
(備考) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、また千株単位で表示した株式数は千株未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,974,124	流動負債	6,478,525
現金及び預金	1,469,080	買掛金	3,987,431
受取手形	182,386	電子記録債務	1,105,250
売掛金	5,531,210	短期借入金	720,000
電子記録債権	2,467,254	未払法人税等	317,814
有価証券	100,000	賞与引当金	79,095
商品及び製品	1,031,964	役員賞与引当金	17,940
仕掛品	29,598	その他	250,993
原材料及び貯蔵品	70,795	固定負債	987,718
その他	91,834	役員退職慰労引当金	341,116
固定資産	5,204,216	退職給付に係る負債	33,461
有形固定資産	1,568,295	繰延税金負債	493,025
建物及び構築物	697,071	再評価に係る繰延税金負債	100,639
機械装置及び運搬具	90,089	その他	19,476
土地	764,612	負債合計	7,466,244
リース資産	339	(純資産の部)	
その他	16,183	株主資本	7,133,228
無形固定資産	80,472	資本金	1,716,600
ソフトウェア	74,617	資本剰余金	1,433,596
その他	5,854	利益剰余金	4,783,882
投資その他の資産	3,555,448	自己株式	△800,850
投資有価証券	3,368,298	その他の包括利益累計額	1,578,868
関係会社株式	56,622	その他有価証券評価差額金	1,355,162
その他	131,003	土地再評価差額金	32,739
貸倒引当金	△475	為替換算調整勘定	190,966
資産合計	16,178,340	純資産合計	8,712,096
		負債及び純資産合計	16,178,340

連結損益計算書
(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		27,117,644
売上原価		24,550,967
売上総利益		2,566,676
販売費及び一般管理費		2,102,601
営業利益		464,075
営業外収益		
受取利息・配当金	116,349	
仕入割引	2,357	
雑収入	35,772	154,479
営業外費用		
支払利息	2,161	
持分法による投資損失	17,977	
雑損失	11,151	31,290
経常利益		587,264
特別利益		
投資有価証券売却益	368,781	368,781
特別損失		
固定資産除却損	4,034	
投資有価証券売却損	6,106	
事業所閉鎖損失	4,858	14,998
税金等調整前当期純利益		941,047
法人税、住民税及び事業税	319,093	
法人税等調整額	△7,401	311,692
当期純利益		629,354
親会社株主に帰属する当期純利益		629,354

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,098,788	流動負債	6,332,530
現金及び預金	699,949	買掛金	3,841,755
受取手形	182,386	電子記録債務	1,105,250
売掛金	5,285,196	短期借入金	720,000
電子記録債権	2,467,254	未払法人税等	306,389
有価証券	100,000	賞与引当金	77,270
商品	919,194	役員賞与引当金	17,940
前払金	70,352	その他の他	263,925
関係会社短期貸付金	362,720	固定負債	910,919
その他の他	11,734	長期預り保証金	2,176
		退職給付引当金	26,389
		役員退職慰労引当金	341,116
		繰延税金負債	440,598
		再評価に係る繰延税金負債	100,639
固定資産	5,536,191	負債合計	7,243,450
有形固定資産	1,248,923	(純資産の部)	
建物	681,799	株主資本	7,003,735
構築物	7,631	資本金	1,716,600
機械及び装置	76,073	資本剰余金	1,433,596
工具、器具及び備品	12,806	資本準備金	1,433,596
土地	470,612	利益剰余金	4,654,389
無形固定資産	79,887	利益準備金	298,619
ソフトウェア	74,261	その他利益剰余金	4,355,769
その他の他	5,625	別途積立金	4,205,500
投資その他の資産	4,207,379	繰越利益剰余金	150,269
投資有価証券	3,365,596	自己株式	△800,850
関係会社株式	383,692	評価・換算差額等	1,387,793
関係会社長期貸付金	942,340	その他有価証券評価差額金	1,355,053
その他の他	124,961	土地再評価差額金	32,739
貸倒引当金	△609,211	純資産合計	8,391,528
資産合計	15,634,979	負債及び純資産合計	15,634,979

損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		25,059,828
売 上 原 価		22,786,104
売 上 総 利 益		2,273,724
販売費及び一般管理費		1,840,398
営 業 利 益		433,326
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 配 当 金	135,148	
仕 入 割 引	2,357	
雑 収 入	55,244	192,750
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,231	
雑 損 失	27,423	30,654
経 常 利 益		595,422
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	368,781	368,781
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	4,034	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	6,106	
事 業 所 閉 鎖 損 失	4,858	14,998
税引前当期純利益		949,205
法人税、住民税及び事業税	309,662	
法人税等調整額	△23,648	286,014
当 期 純 利 益		663,190

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

三京化成株式会社

取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 武藤元洋
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 細谷明宏

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三京化成株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三京化成株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は保有する投資有価証券の一部を売却している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

三京化成株式会社

取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 武藤元洋
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 細谷明宏

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三京化成株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は保有する投資有価証券の一部を売却している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

三京化成株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 尾崎 寛三 ㊟

監査等委員 中田 英里 ㊟

監査等委員 山本 寛 ㊟

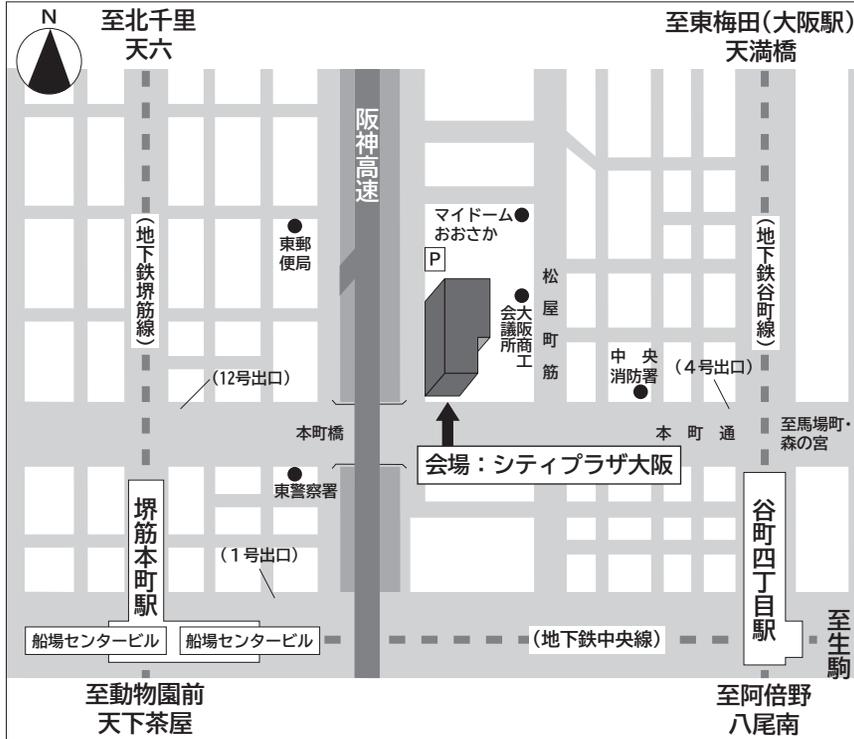
監査等委員 福塚 圭恵 ㊟

(注) 監査等委員中田英里、山本寛及び福塚圭恵は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市中央区本町橋2-31
シティプラザ大阪 4階「眺会場」
電話(06)6947-7888



- ◎ 地下鉄堺筋線・中央線 堺筋本町駅 ①番、⑫番出口から徒歩約6分
- ◎ 地下鉄谷町線・中央線 谷町四丁目駅 ④番出口から徒歩約7分

(お願い) 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮
くださいますようお願い申し上げます。